

# 和歌山工業高等専門学校における行政機関の休日に 開庁する部門等を定める規則

制 定 平成 4 年 5 月 1 日

最近改正 平成 1 6 年 4 月 1 日

第 1 条 行政機関の休日において事務の全部又は一部を行う官署を定める訓令（平成 1 3 年文部科学省訓令第 3 4 号。以下「訓令」という。）に基づき、この規則を定める。

第 2 条 和歌山工業高等専門学校における、訓令第 3 条による開庁する部門等は、別表に定めるところによる。

第 3 条 前条に定める開庁する部門等については、校務の都合により、校長の承認を得て、これを変更することができる。

附 則

この規則は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 3 年 2 月 1 4 日から施行し、平成 1 3 年 1 月 6 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

開庁する部門	開 庁 日	開 庁 時 間	業 務 の 範 囲	開 庁 担 当 課
図 書 館	土 曜 日	1 0 時～1 6 時	閲 覧 業 務	学 生 課

学生の休業期間中を除く。